

## 鳴門市災害時要援護者宅家具転倒防止器具設置事業実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、高齢者や障害者等の災害時要援護者宅の住居の中で利用頻度の高い寝室及び居間の家具等に家具転倒防止器具を設置することにより、地震発生時における家具等の転倒による被害の防止又は軽減を図るために行う鳴門市災害時要援護者宅家具転倒防止器具設置事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等とは、タンス、食器棚、冷蔵庫等で、地震発生時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。
- (2) 家具転倒防止器具とは、家具の転倒を防止するために有効な器具及びその器具の設置に係る資材をいう。

### (対象世帯)

**第3条** 事業を利用することができる世帯（以下「対象世帯」という。）は、市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の者がいる世帯。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、要介護状態区分が要支援及び要介護の認定を受けた者がいる世帯。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく、身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯。
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく、療育手帳の交付を受けた者がいる世帯。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯。
- (6) 未就学児がいる世帯。
- (7) その他市長が特に認める世帯。

### (事業の実施方法)

**第4条** 市長は、家具転倒防止器具の設置作業を予算の範囲内で委託することができる。

### (申請手続等)

**第5条** 対象世帯で事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鳴門市災害時要援護者宅家具転倒防止器具設置事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家具転倒防止器具設置に係る確約書（様式第2号）
- (2) 住居が借家の場合は、賃貸人の家具転倒防止器具設置に係る承諾書（様式第3号）

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を鳴門市災害

時要援護者宅家具転倒防止器具設置事業決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（設置及び費用）

**第6条** 市長は、前条第2項において決定を受けた者（以下「利用者」という。）の住居の寝室及び居間の家具等に、家具転倒防止器具の設置を行うものとする。

- 2 家具転倒防止器具の設置については、利用者の立会を受けるものとする。
- 3 事業に係る利用者の費用は、無料とする。
- 4 事業の利用は、1世帯につき1回とする。
- 5 家具転倒防止器具を設置する家具等は、1世帯につき9個以内とし、かつ、家具転倒防止器具の購入費用は、1世帯につき7,200円以内とする。

（事業の中止）

**第7条** 利用者が、都合により事業を中止しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

（事業の取消し）

**第8条** 市長は利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により決定通知を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事由が生じたとき。

（免責）

**第9条** この要綱に基づき実施された事業により固定された家具等が転倒し、被害が生じても市長はその責を負わないものとする。

（その他必要事項）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。